

令和6年 3月 14日制定

# 東京大学アト秒レーザー科学研究機構 (I-ALFA)

## 協賛会員規約

### (趣旨)

国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）アト秒レーザー科学研究機構（以下「I-ALFA」という。）は、本機構が推進するアト秒レーザー科学研究施設（Attosecond Laser Facility：ALFA）を国際的に開かれた共同利用施設として設置することを目的に総長室総括委員会の下に設置されました。

アト秒パルスを用いれば、物質変化や化学反応の根源を明らかにするとともに、高解像顕微イメージングが可能となります。

ALFAでは、我が国の研究者・技術者が長年にわたって培ってきた最先端光源技術を集約し、互いに同期したアト秒レーザー（3種）とアト秒自由電子レーザーを併設し、国内外の理学、工学、産業界のユーザーに、それぞれの応用にカスタマイズした最適なアト秒光パルスを提供します。

物質中や界面での電子運動によって誘起されるさまざまな素過程や物性を電子の動きに基づいて解明し、基礎および応用分野における学術のフロンティアの開拓とイノベーション創出を目指しています。

### <5つのミッション>

- 1) ALFAの建設、共同利用・共同研究施設としての運営体制構築を支援
- 2) 世界最先端のアト秒ビームライン（汎用、高繰り返し、高輝度、次世代）のため独自光源研究開発の推進
- 3) 物質科学・生命科学・環境科学分野の研究者がいち早く最先端光源と計測装置を利用可能なビームラインの構築
- 4) アト秒レーザー科学研究分野を国際化された教育と研究の場とするための整備
- 5) 関係機関とのアト秒レーザー光源と最先端計測技術の研究開発を目的とした連携体制の構築

## (目的)

第2条 前条の趣旨に鑑み、我が国で長年にわたって培われてきた先端レーザー技術と自由電子レーザー技術を集約し、アト秒レーザー科学研究施を建設のため、前条に趣旨に賛同し、その必要な資金を本学に提供し、以て本学の研究の発展及び賛同した会員（以下、「協賛会員」という。）の発展、ひいてはアト秒科学の発展に寄与することを目的とします。

(協賛事業) 協賛会員は、以下の協賛事業に参加することができます。

第3条 協賛会員は、以下の協賛事業に参加することができます。

- 1) アト秒レーザー技術、アト秒科学に関するセミナー・イベント等
- 2) トップ研究者との交流会
- 3) 本学教授等の講演
- 4) ALFA 計画に関する最新情報の紹介、説明会
- 5) 協賛会員間交流（報告会、懇親会等）
- 6) 共同研究等の実施（オプション）
- 7) 本学の協賛企業の広報活動  
アト秒レーザー科学研究機構の Web サイト等を通じて、協賛会員が本事業に協賛  
いただいていることを PR します。
- 8) 協賛会員の広報活動  
協賛会員は、事前協議の上、協賛金納付日の翌日から当該年度末日まで本事業に協賛  
していることを PR することができます。

上記内容にかかる旅費、場所代、懇親会費用等は協賛金とは別にご負担いただきます  
(オンラインセミナー等はインターネットからご参加可能)。

## (協賛会員の応募資格)

第4条 本事業の趣旨に賛同する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの

- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員等を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑦ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑧ 政治団体
- ⑨ 宗教団体
- ⑩ 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

#### **（協賛会員）**

第5条 協賛会員になろうとする邦人は、本学が定める申込書（または専用フォーム）を提出し、本学が前条各号に該当しないことを確認したのち、本学から送付する請求書に基づき、本学が定めた期日までに協賛金を納入した時点で、協賛会員となります。

2 有効期間は、会員資格を得た日から当該年度末までとする。

#### **（協賛金）**

第6条 協賛金は、本学が定めた金額とします。なお、当該事業の最終年度末時点の残金は、東京大学基金アト秒フロンティア基金に組み入れ、協賛事業の目的のために大切に活用させていただきます。

#### **（協賛事業への参加）**

第7条 第3条に定める協賛事業への参加については、本学がその都度定める日程及び手続方法に従うものとします。

#### **（協賛事業における共同研究等の実施）**

第8条 第3号第9号に定める共同研究等の実施については、協賛会員が本協賛事業への参加とは別に本学と協働研究契約を締結して共同研究を行うことを指すものです。当該共同研究に係る費用は協賛会員が協賛金とは別に負担するものとします。

#### **(協賛会員が保有する IP の利活用)**

第9条 協賛会員は、自己が保有する知的財産権 (IP) を利用して、本学と共同研究を行うことができます。この場合においては、当該 IP の取り扱い条件を含めた共同研究の進め方について、本学と当該協賛会員と協議の上、決定するものとします。

#### **(共同研究締結前の秘密保持)**

第10条 協賛会員が本学と共同研究を行おうとして事前協議を行う場合は、当該協賛会員の求めに応じて、本学と秘密保持契約を締結することができます。

#### **(協賛の解除)**

第11条 協賛会員が第4条に定める応募資格を欠くこととなったとき、又は信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、本学は当該協賛会員の協賛を解除できることとします。

2 協賛者の事情等により協賛の継続が困難となった場合は、1 カ月以上前に書面 (PDF 形式) で協賛解除を申し出てください。なお、お支払いいただいた協賛金は返還いたしません。

#### **(協賛の解除による協賛金の返還)**

第12条 前条に基づき、協賛の解除となった場合において、すでに納付した協賛金は協賛会員に返還しないこととします。

#### **(協議事項)**

第13条

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。